

旧優生保護法違憲判決に対する会長声明

本年7月3日、最高裁判所大法廷は、旧優生保護法により強制不妊手術を受けた被害者に対して、国に損害賠償の支払いを命じました。

旧優生保護法は、1948年に「不良な子孫の出生を防止する」ことを目的に制定され、障害などのある方を対象に不妊手術や妊娠中絶手術をすることが定められていました。立法目的は、優生上の見地から、特定の障害等を有する方が不良であるという評価を前提に、そのような方の出生を防止する必要があるとされていました。このような立法目的は、個人の尊厳を規定する日本国憲法のもとでは、到底許されるものではなかったはずですが、当時の国会では全会一致により成立しています。最高裁判決も、立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、立法目的が正当とは言えないものであることは明らかで、その様な立法目的のもとで特定の個人に生殖能力の喪失という重大な犠牲を求める点で、個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反するものと厳しく指摘しています。そして、この旧優生保護法は、憲法13条の個人の尊厳や憲法14条1項の法の下での平等に違反し、立法行為自体が違法の評価を受けると断じています。また、国家の政策として、特定の疾病や障害を有する方を差別し、重大な犠牲を求める施策を実施してきたものであり、国の責任は極めて重大であるとしています。

そして、最高裁判決が、この間、国は法律に基づく不妊手術は適法であり補償はしないという立場をとり続けてきたこと等諸事情に照らし、国が除斥期間の主張をすることは信義則に反し、権利の濫用として許されないと判断したことは、司法が人権保障の最後の砦である役割を果たしたものであり、高く評価されるものです。

判決を受けて、国は、裁判の原告らへの謝罪を行い、除斥期間の主張の撤回と、被害者への補償のしくみを検討することを表明しました。

ただ、旧優生保護法により、強制不妊術を受けた方は少なくとも2万5000人、人工妊娠中絶を受けた方は5万9000人と言われ合計約8万4000人の被害者がいるとされています。多くの被害者が高齢であることなどを考えると、国は早急に被害者の十分な被害回復のための措置をとるべきです。

また、旧優生保護法のもと、長きにわたって、国の施策によって社会に根付かせてしまった優生思想、それによる差別や偏見を解消するために、国の責任によって積極的な取り組みを行うべきです。

当会は、国に、被害者への早急な被害回復措置、及び差別偏見の解消への取り組みを求めるとともに、当会としても被害者救済、差別偏見解消に向けて努力する所存です。

2024（令和6）年8月22日

佐賀県弁護士会

会長 小 畑 雄一郎